

# 中央家保便り

令和6年10月発行  
 沖縄県中央家畜保健衛生所  
 南城市大里字大里2085  
 TEL (098) 945-2297  
 FAX (098) 945-3467

## 中部地区及び南部地区畜産共進会が 開催されました

★中部地区畜産共進会：令和6年9月19日（木曜日）うるま市 石川ドーム

	優秀賞第1席	優秀賞第2席	優秀賞第3席
若雌 1類	沖縄市 山城畜産 「ふみか」	沖縄市 稲嶺盛一 「ひやあぐん1」	うるま市 具志堅修 「ゆうこ752」
若雌 2類	うるま市 金城牧人 「ゆり」	うるま市 金城牧人 「みやひら0102」	沖縄市 山城畜産 「はなみ」
高等 登録 群	うるま市 比屋根智和 「ふくみつ293」「ふくみつ326」	うるま市 安慶名米昭 「ひめりん」「かつりん」	うるま市 阿波連陽一 「あいかな」「あいこ」

★南部地区畜産共進会：令和6年9月26日（木曜日）糸満市 南部家畜市場

	優秀賞第1席	優秀賞第2席	優秀賞第3席
若雌 1類	糸満市 山城義光 「ゆりひめ」	糸満市 照屋優作 「なつこ」	八重瀬町 浦崎徹也 「きいちやん」
若雌 2類	糸満市 山城義光 「わかはや」	南城市 大城昂也 「ふくひさ」	糸満市 上原洋子 「わかこ」
高等 登録 群	糸満市 前門真秀 「なつみ」「なつな」	南部農林高校 「ゆきみ」「あだきん」	糸満市 山城義光 「ひさゆり3」「ふくひさ」



中部地区



南部地区



南部農林高校の生徒さん  
も頑張っていました！

第50回沖縄県畜産共進会（11月3日）に向けて、出品予定の皆様は、より一層の調教などの飼養管理に取り組んで、上位入賞を目指して頑張ってください！



沖縄県内の畜産農家の皆様へ

# 配合飼料価格に対する支援のご案内

近年、配合飼料価格の高騰により飼料費が増加したことで、県内畜産農家の経営はとてつもない状況にあります。

令和6年度においても高止まりしていることから、沖縄県では県内の畜産農家に対して配合飼料価格の一部を補助する事業を継続しておこなうこととしました。

## 沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業

### 【補助の考え方】

R4年度における配合飼料農家負担額を基準として、R6年度に上昇した配合飼料価格の一部（1/2以内）を補助します。また、下記のうち**いずれか低い額**を補助単価とします。

- ①R4年度農家負担額から、R6年度各四半期における飼料価格上昇分の1/2
- ②各四半期に設定した補助単価上限

### 各四半期の補助単価上限は？

令和6年4月～6月は、**9,044円/t**

第1四半期は、上記①が適用され、補助単価は約7,500円/tとなる見込。

令和6年7月～9月は、**6,783円/t**（前四半期の3/4）

令和6年10月～12月は、**5,087円/t**（前四半期の3/4）

令和7年1月～2月は、**3,815円/t**（前四半期の3/4）

### 補助対象と対象期間は？

**配合飼料価格安定制度**の対象となる配合飼料で、**令和6年4月～令和7年2月までの購入数量**となります。

### 対象となる畜産農家は？

**配合飼料価格安定制度**に加入している**県内畜産農家**です。

### 交付時期は？

第1四半期は令和6年10～11月、第2半期は同年12月、第3・4四半期は令和7年3月に、それぞれ交付される見込みとなっております。



# 家畜排せつ物 管理方法等実態調査



全国の畜産農家を対象に、「家畜排せつ物管理方法等実態調査」が始まっています。

## 何に使われるの？

地球温暖化対策を目的とした国際条約に基づき国連に報告が必要な調査の基礎データとして活用されるほか、家畜排せつ物の更なる有効利用の推進を目的として活用されます。なお、個人名などの個人情報が公表されることはありませんので、ご安心ください。

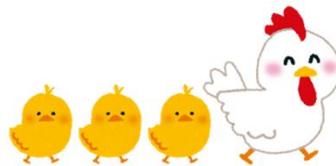
## 調査対象は？

**家畜排せつ物法の対象となる畜産農家が対象**です。

牛・馬：10頭以上 豚：100頭以上

鶏：2000羽以上

## 回答方法は？



オンライン回答は  
こちらから



**オンライン回答を推奨**しています。

※紙様式での回答を希望する場合は  
家保にご連絡ください。



## 〆切はいつ？

**令和6年10月31日（木）〆切**です！

回答はお早めに！



牛・豚・山羊などをと畜する際には、病歴・投薬歴を申告することが、法律で定められております。

生産現場において、抗菌剤・駆虫薬は、使用基準を守り、正しく使いましょう。

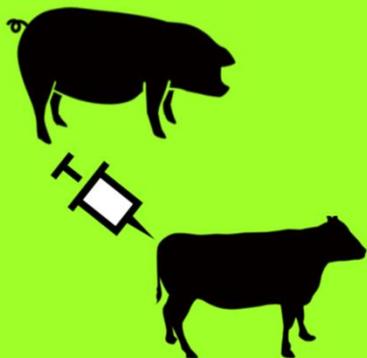
特に使用禁止期間(休薬期間)を守らないと、回収や廃棄の対象となります。

と畜の申し込み時は

# 病歴・投薬歴

の申告が必要です

病歴・投薬歴の記録を必ずとりましょう！



豚や牛、山羊などを搬入する際は必ず病歴と投薬歴を申告して下さい

==[Q]==

具体的に何を申告するの？

病歴については病名  
投薬歴は薬の名前・投与日・投与方法です

==[Q]==

いつの分を申告するの？

牛はおおむね直近3か月分を  
その他の獣畜はおおむね直近2か月分を  
申告してください

法律で決まってるってよ~

沖縄県中央食肉衛生検査所  
南城市大里字大里2015  
TEL 098-945-3000

休薬期間を守りましょう！

似ている名前の薬に注意

ビタミン剤やワクチンも  
申告してください



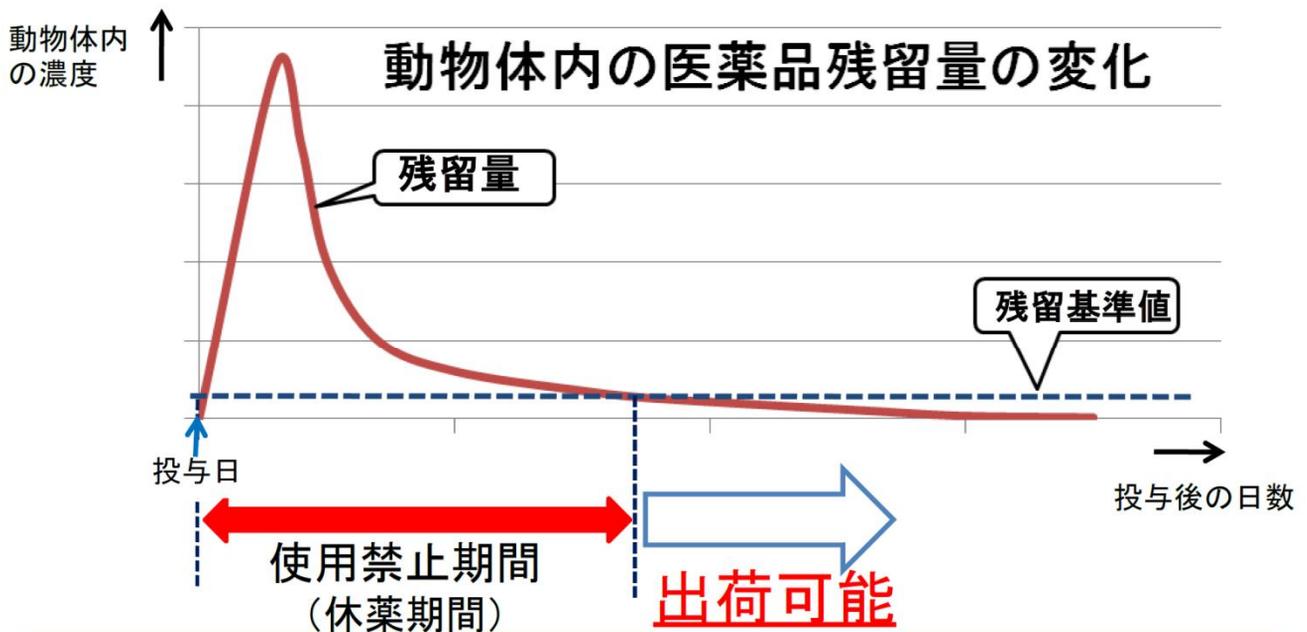
と畜場法施行令第7条及びと畜場法施行規則第15条第1項第4号及び第5号によりと畜検査申請書に病歴に関する情報及び動物用医薬品などの使用状況の記載が定められています

# 抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間(休薬期間)などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

## 使用基準を守らないと...

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

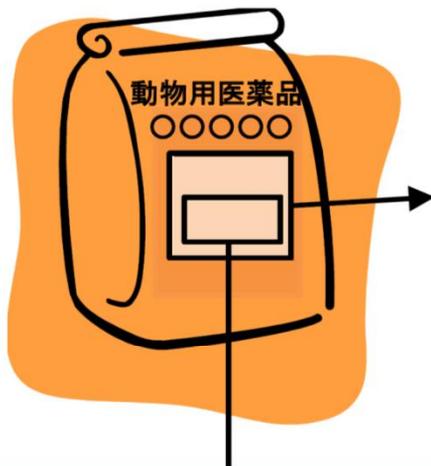


使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

## 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉にドキシサイクリンが残留(87頭分の枝肉等を回収)。
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉にスルファモノメキシシンが残留(124kg回収)。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵にトリメプリムが残留(自主回収も含め約101万個回収)。当該農家は廃業。
- 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつにミロサマイシンが残留(3t回収)。

# 使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載  
(裏面に記載の場合もあり)

## <表示例>

動物用医薬品 〇〇〇〇〇(商品名)  
効能・効果  
豚：豚回虫の駆除

## 用法・用量

**飼料1t当たり〇gを均一  
に混合し、〇日間経口投与  
する。**

注意－使用基準の定めるところにより使用する  
こと

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**豚：食用に供するためにと殺する前〇日間**

## 対象動物

## 使用禁止期間(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。  
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日  
**医薬品の使用に問題がないことの証拠**になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

お問合せは 中央家畜保健衛生所 945-2297まで

# 外国人材(外国人技能実習生等)受入畜産農家の皆様へ

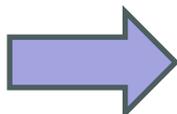
～口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の疾病を侵入させないために～

外国人材(外国人技能実習生)の方宛てに海外の家族等から送られて来る**国際郵便物や、実習生自身が持ち込んだものの中に、輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。



国際郵便物の例

加工(調理)されていても輸入禁止です。



輸入禁止品の例(ハム、ソーセージ、肉加工食品等)

- 肉製品から病原体が検出され、家畜への感染リスクが高まっています。
- 大切な家畜に暴露されれば畜産に甚大な被害が生じます。

## 国際郵便物についての注意事項

- ・国際郵便物に肉製品等が入っていないことを実習生に確認してください。また、**実習生の家族等が肉製品等を送らないように、実習生に伝達**してください。
- ・国際郵便物に肉製品等が入っている場合は、**速やかに動物検疫所までお知らせください。**
- ・動物検疫所に届け出ず、検査を受けない場合は罰則※の対象となります。

※ 300万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金又は3年以下の懲役

## 実習生所持品についての注意事項

- ・**海外からの肉製品等の持込みがないこと**を確認してください。また、海外で使用した作業着、長靴等の農業資材類の所持がないことを確認してください。  
所持が確認された場合は、**速やかに動物検疫所までお知らせください。**
- ・海外から入国した者は、入国後1週間は家畜に接触させないようにしてください。

農林水産省 動物検疫所

沖縄支所 検疫課

TEL:098-861-4370 FAX:098-862-0093

沖縄支所 那覇空港出張所

TEL:098-857-4468 FAX:098-859-1646

沖縄県 農林水産部

中央家畜保健衛生所

TEL:098-945-2297

FAX:098-945-3467

## 対策のポイント

# 高病原性 鳥インフルエンザ

北海道乙部町で令和6年9月30日に回収されたハヤブサで高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

## 農場における発生予防対策

### 農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

#### 人、物、車両の出入時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。

#### 野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。  
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

## 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

## 健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



## 野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

沖縄県中央家畜保健衛生所

TEL

098-945-2297

農林水産省HP

「鳥インフルエンザに関する情報」 →



# 一斉点検の要チェックポイント（家きん）



## ①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 車両の消毒をしていますか？
- 専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

**×** 境界に更衣や消毒の設備がない



**○** 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

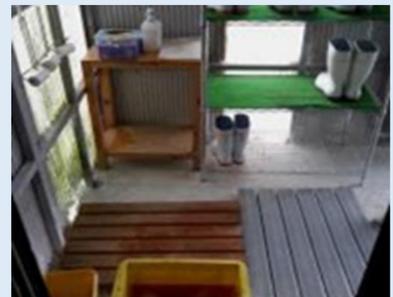
## ②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 専用の靴の確実な着用ができていますか？

**×** 専用の長靴が用意されておらず、  
出入り時の動線も不明瞭



**○** 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の  
履き替え時の動線の交差防止



## ③野生動物を近づけない！侵入させない！

- 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

**×** 壁や金網に破損があり、  
補修されていない



補修はしっかりと！

屋根裏内部やモニター開口部  
も破損がないか要確認！

**○** 集卵ベルトの開口部や堆肥  
舎も隙間がないように対策  
している



野鳥が多い地域  
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネット  
で覆った事例